

倉情・個審第121号

平成20年6月5日

倉敷市長様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 西浦 公

平成20年3月13日付け人推第148号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成20年1月15日付け人推第116号で行った不開示の決定」に対する異議申立てについての事案

第 1 審査会の結論

平成 1 3 年度～ 1 7 年度 部落解放同盟真備支部の収支決算書について、収入の部のうち自主財源にかかる部分を除き開示すべきである。

第 2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成 1 9 年 1 2 月 2 5 日、倉敷市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第 6 条の規定に基づき、倉敷市長（以下「実施機関」という。）に対し「平成 1 3 年度～ 1 7 年度の部落解放同盟（旧）真備支部の収支決算書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「平成 1 3 年度～ 1 7 年度の同和対策関係補助金交付にかかる部落解放同盟真備支部の収支決算書」（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、公開条例第 7 条第 3 号を適用し、当該行政文書が開示されれば当該団体の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるとして、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 2 0 年 1 月 1 5 日付け人推第 1 1 6 号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成 2 0 年 3 月 3 日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、公開条例第 1 7 条の規定に基づき、平成 2 0 年 3 月 1 3 日付け人推第 1 4 8 号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書の記載内容及び意見陳述の結果をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨
不開示決定を取り消し開示せよ。
- 2 異議申立ての理由
補助金については市民の血税を支出するものであり、その額の妥当性や用途に疑惑を持たれるようなことがあってはならず、透明性が求められることは当然である。

第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

本件行政文書を開示すれば、部落解放同盟真備支部に交付している補助金のみならず、収入、支出の総額やその内訳も開示されることとなる。

当該団体に関する情報は公開されていないことから、これが開示されることで同団体の事業活動において正当な利益が侵害されるおそれがあり、公開条例第7条第3号アに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断して不開示決定を行った。

第5 審査会の認定事実

- 1 本件行政文書は、同和対策関係補助金交付にかかり部落解放同盟真備支部から提出された同団体の収支決算書である。
- 2 この収支決算書の収入の部には、補助金のほか同団体の自主財源の総額、内訳が記載されている。また支出の部には項目ごとの支出額が記載されており、備考として支出内容の補足説明がある。
- 3 支出内容は団体の事業活動として収入総額に対応して記載されており、個別の支出に対する財源として補助金とそれ以外の自主財源とを区別することはできない。
- 4 補助金は、収入総額の大部分を占めている。

第6 審査会の判断

本件行政文書は、補助金の交付にかかりその交付の目的にそって適正に執行されたことを証するために必要な書類として提出されたものであり、補助金の財源が公金であることからその限りにおいては透明性が求められることは当然である。

一方で、本件行政文書は補助金を交付された団体の事業全体にかかる収支決算書となっており、公金とは直接関係のない当該団体の自主的な活動にかかる収入、支出情報を含むものであり、これらは当該団体の自治に属する情報として保護される必要がある。

こうした観点から本件行政文書について見るに、収入の部については補助金とそれ以外の自主財源を区分することができ、自主財源にかかる項目、決算額、備考欄については不開示が相当と思料する。また、支出の部については補助金にかかる事業と自主財源にかかるそれとを区分することは不可能であり、全面開示か不開示かの選択になるが、収入の大部分を補助金が占めているとの事情の下では開示することによる公益性が優先されるべき

である。

第7 結 論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 3月13日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成20年 4月 2日	異議申立人から意見書の收受
平成20年 4月15日	第1回目審議 (異議申立人の意見陳述及び 実施機関から事情聴取)
平成20年 5月13日	第2回目審議
平成20年 6月 5日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 西 浦 公	岡山商科大学法学部教授
副会長 土 屋 宏	弁 護 士
清 野 幸 代	弁 護 士
高 橋 祐 介	岡山大学大学院法務研究科准教授
南 川 和 宣	岡山大学大学院法務研究科准教授